

低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業委託先募集要領

1 事業の背景・目的

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないことから、カーボンニュートラルに貢献するエネルギーとして期待されており、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を活用して水素を製造することなどにより、より低炭素な水素サプライチェーン構築が重要である。そのため、中部圏（岐阜県、愛知県、三重県）においては、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議^{※1}において、全国に先駆けて中部圏低炭素水素認証制度^{※2・3}を運用しており、企業等の低炭素水素サプライチェーンの構築に関する取組を支援している。

※1 中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の取組については以下 URL 参照
<https://ch2a.jp/>

※2 中部圏低炭素水素認証制度については以下 URL 参照
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/low-carbon-hydrogen.html>

※3 中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議については以下 URL 参照
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/aichi-sc-kaigi.html>

また、国が 2023 年 6 月に改定した水素基本戦略の主な内容は以下のとおり。

項目	内容
水素等導入目標	(現状：200 万 t) 2030 年：300 万 t、2040 年：1,200 万 t、2050 年：2,000 万 t
水電解装置	2030 年までに国内外における日本関連企業の水電解装置の導入目標 15GW 程度
低炭素水素等への移行	1 kg の水素製造時の CO ₂ 排出量（炭素集約度）に基づく低炭素水素の目標を設定（3.4 kg-CO ₂ e 以下）
水素関連投資	15 年間で官民合わせて 15 兆円を投資（GX 投資（官民合わせ 150 兆円）の内数）
地方自治体の役割	地域資源を活用してオンサイトで水素を製造し、地域の多様な需要（熱利用、発電、モビリティ、産業、業務、家庭等）で利用する自立分散型、地産地消型モデルの構築に向けた実証等を通じて、地域全体で「面的」にも拡大しつつ全国各地での水素利活用を推進

改定版の水素基本戦略では、県が全国に先駆けて推進してきた低炭素水素サプライチェーンの事業化の取組を、「低炭素水素等への移行」として明確に位置付けており、低炭素水素を用いているサプライチェーンを国が支援することとされた。

また、地方自治体の役割として、地域の多様な需要で低炭素水素を利用する実証等を通じて、地域全体で「面的」にサプライチェーンを拡大することについて、地方自治体のリーダーシップの下、促進していくことが求められている。

こうしたことから、これまで進めてきた低炭素水素サプライチェーンの事業化の取組をさらに発展させ、産業部門だけでなく、幅広い分野の低炭素水素の需要を掘り起こし、「面的」に水素を供給するビジネスモデルを県内企業等と連携して構築する。

【低炭素水素「面的」サプライチェーンのイメージ】

(これまでのサプライチェーン)

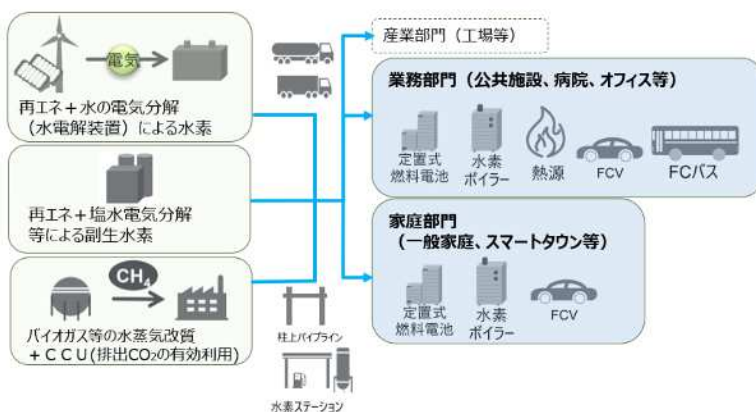
単独の水素供給源から、
単独の水素アプリケーションで
利用する、スポット（点）的
なサプライチェーン。



例：工場内で水素製造し、その場で水素バーナー等で利用

(「面的」サプライチェーン)

地域資源を活用した複数の水素供給源から水素を調達、もしくは、地域の多様な需要で水素を利活用することで、「面的」に広がりのあるサプライチェーンを確立。
業務・家庭・産業部門で複合的に水素を利用する。
⇒「面的」サプライチェーンの構築により、地域の水素需要の大幅拡大に寄与。



2 業務内容

別紙1「低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業仕様書」
のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様書及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 契約条件

(1) 委託金額限度額

4,227,000円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）含む）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により納付。

ただし、第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除。

(3) 契約期間

契約締結日から2025年3月28日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

原則事業終了後の精算払いとする。

5 応募資格

応募の資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度入札参加資格者名簿（愛知県会計局）の業務（大分類）「03. 役務の提供等」－営業種目（中分類）「07. 調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、企画提案書の提出期限において、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に掲げる排除措置を受けていないこと。
- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格（2）及び（3）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者は応募資格（1）の要件を満たすこと。

6 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会の出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

ア 開催日時

2024年4月22日（月）午後2時30分から

イ 場所

愛知県西庁舎8階北側 環境局共用会議室
（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。

- ・ 申込期限：2024年4月19日（金）午後6時
- ・ 電子メールの見出し：

「低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業に係る説明会参加申込」

- ・ 記載事項：貴社名、参加者所属・氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・ 連絡先：（電子メール）ondanka@pref.aichi.lg.jp

(2) 業務内容等に関する質問等

本業務に関し質問等がある場合は、2024年4月24日（水）午後6時までに電子メールにより送信すること。

質問等への回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、愛知県の Web ページに掲載するとともに、質問者に対してファックス又は電子メールにより回答する。仕様の補足等を掲載することもあるので、質問および回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

ア 質問の送付先

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業」とすること。

イ 回答掲載 Web ページ

本募集要領掲載ページと同じ URL に掲載する。

(3) 応募方法

ア 企画提案書の提出

応募希望者は、別紙 2「企画提案書等作成要領」により必要書類を作成し、提出すること。

イ 提出期限

2024 年 5 月 9 日（木）必着

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）とする。

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前 10 時から午後 6 時までとする。郵送の場合は、配達の場合で提出期限までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

ウ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県環境局地球温暖化対策課 活動支援グループ

電話 052-954-6887（ダイヤルイン）

(4) 企画提案書作成上の注意

- ・ 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用、環境省委託事業の採択結果が出るまでに要した費用については、提出者の負担とする。
- ・ 企画提案は 1 事業者 1 提案とする。
- ・ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

7 企画提案の選定等

(1) 事前審査（書面）

企画提案書が 6 案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を 3 案に絞り込む。事前審査の結果については、5 月 16 日（木）までに各提案者に個別に連絡する。

(2) 審査方法

委託者が設置する審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀企画提案書を決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日等

5 月下旬に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、各提案者に個別に連絡する。

イ 実施方法（予定）

企画提案書の内容説明（10 分間）、質疑応答（5 分間）

※ スクリーン、プロジェクタ、HDMI ケーブルは当方で準備する。

(4) 審査基準

以下の項目について評価し、総合的に審査を行う。

評価項目	評価ポイント
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制が適切であり、業務遂行のために十分な人員を確保しているか。・ 必要な専門的知識・経験を有する人員で構成されているか。
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務内容に関連する同種又は類似業務の実績は適切かつ十分か。
経費積算	<ul style="list-style-type: none">・ 事業内容に対して、必要な経費が適切な数量・単価で計上されているか。
企画提案	<p>【業務趣旨の理解度】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本業務の背景・目的を的確に理解し、それにふさわしい企画内容となっているか。 <p>【業務スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全体事業計画及び業務スケジュールの内容は、実現可能で、適切かつ十分か。 <p>【業務内容】</p> <p>①水素関連企業等ニーズ調査業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 低炭素水素「面的」サプライチェーンのコンセプトを踏まえ、事業計画立案に向けた具体的な道筋が示されているか。 <p>②「面的」サプライチェーン構築支援業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当地域における低炭素水素「面的」サプライチェーンのモデルを構築し、その実装を PR できる形で実施するための支援について、具体的な提案がなされているか。 <p>③その他（中部圏低炭素水素認証制度の見直し方針等の検討について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中部圏低炭素水素認証制度の見直し方針やインセンティブの在り方について検討を行ううえで、必要な能力・見識（国および他自治体の動向、企業のニーズ、法規制等）を有しているか。 <p>④追加提案</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の背景・コンセプトを踏まえ、業務の成果や付加価値を高めることができる独自の追加提案はあるか。
社会的取組	<p>社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの導入 ・ 自動車エコ事業所の認定 ・ あいち生物多様性企業認証の認証 ・ 障害者法定雇用率の達成 ・ 協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績 ・ 女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証 ・ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定 ・ あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証

(3) 選定結果の通知

全提案者に対し、文書で通知する。

(4) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 応募する資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。